

埼玉県道路公社管理有料道路車種区分表（※連結車両除く）

車両の種類	適用	ナンバープレート ※①			車種区分		
		車種番号の指定	大きさの指定	色の指定	新見沼大橋有料道路	皆野寄居有料道路	
自 転 車		-	-	-	軽車両等	※②	
軽 車 両		-	-	-	軽車両等		
原 動 機 付 自 転 車	排気量125CC以下	-	-	-	軽車両等	軽車両等	
二 輪 自 動 車 (側 車 付 を 含 む)	排気量125CC超	-	-	-	軽自動車等	軽自動車等	
軽 自 動 車 (三 輪 含 む)	排気量360CC以下	-	小板	白地に緑文字 緑地に白文字	軽自動車等	軽自動車等	
	排気量660CC以下	4または5	小板	黄色地に黒文字 黒字に黄色文字	軽自動車等	軽自動車等	
小 型 特 殊 自 動 車	道路運送車両法第3条記載の小型特殊自動車	-	-	-	軽自動車等	※②	
小 型 自 動 車	乗 用 車	車長4.7m以下、車幅1.7m以下、車高2.0m以下、乗車定員10人以下、ディーゼル車以外は排気量2000CC以下	5または7	普通板	-	普通車	普通車
	貨 物 車		4または6	普通板	-	普通車	普通車
普 通 乗 用 自 動 車	乗車定員10人以下	3	普通板	-	普通車	普通車	
普 通 貨 物 自 動 車	最大積載量5t未満、車両総重量8t未満、3車軸以下	1	大板	-	大型車（大型車Ⅰ）	中型車	
	最大積載量5t以上、車両総重量8t以上、3車軸以下	1	大板	-	大型車（大型車Ⅰ）	大型車	
	車長12.0m以下、車幅2.5m以下、車高3.8m以下、4車軸、車両総重量25t以下	1	大板	-	大型車（大型車Ⅰ）	大型車	
	車両の寸法が車両制限令限度超かつ車両総重量25t越（特認ワッペン提示）	1	大板	-	特大車（大型車Ⅱ）	特大車	
バ ス	マ イ ク ロ バ ス	乗車定員11人以上29人以下、車両総重量8t未満	2	普通板	-	普通車	中型車
	路 線 バ ス	乗客定員30人以上又は車両総重量8t以上（許可を受けて定期的に通行しているもの）	2	大板	-	大型車（大型車Ⅰ）	大型車
	中 型 バ ス	乗車定員29人以下、車両総重量8t以上、車長9m未満	2	大板	-	大型車（大型車Ⅰ）	大型車
	大 型 バ ス	乗車定員30人以上又は車両総重量8t以上、車長9m以上の車両	2	大板	-	特大車（大型車Ⅱ）	特大車
	大 型 特 殊 自 動 車	道路運送車両法第3条記載の大型特殊自動車	0または9	大板	-	特大車（大型車Ⅱ）	特大車

※注) ①公社が指定しない場合は、道路運送車両法等、関連する法律に従う。

②皆野寄居有料道路では、自転車及び軽車両は通行できない。

埼玉県道路公社管理有料道路車種区分表（連結車両除く）

車両の種類（一部車種区分を記載）		車種区分	
牽引車両	被牽引車両	新見沼大橋有料道路	皆野寄居有料道路
軽自動車	1車軸の車両	普通車	普通車
小型特殊自動車	1車軸の車両	普通車	普通車
軽自動車	2車軸の車両	普通車	中型車
小型特殊自動車	2車軸の車両	普通車	中型車
小型自動車	1車軸の車両	普通車	中型車
普通乗用自動車	1車軸の車両	普通車	中型車
小型自動車	2車軸の車両	大型車（大型車Ⅰ）	大型車
普通乗用自動車	2車軸の車両	大型車（大型車Ⅰ）	大型車
トレーラーヘッド（2軸）	1車軸の車両	大型車（大型車Ⅰ）	大型車
普通貨物自動車（中型車）※①	1車軸の車両	大型車（大型車Ⅰ）	大型車
マイクロバス	1車軸の車両	大型車（大型車Ⅰ）	大型車
大型車Ⅰ（2軸）	1車軸の車両	大型車（大型車Ⅰ）	大型車
中型車	2車軸の車両	特大車（大型車Ⅱ）	特大車
大型車Ⅰ（2軸）	2車軸の車両	特大車（大型車Ⅱ）	特大車
トレーラーヘッド（3軸）	1車軸の車両	特大車（大型車Ⅱ）	特大車
大型車Ⅰ（3軸）	1車軸の車両	特大車（大型車Ⅱ）	特大車
特大車	1車軸の車両	特大車（大型車Ⅱ）	特大車

※注）①皆野寄居有料道路における車種区分とする。